

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和元年10月1日(火) 午前8時15分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 報告

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅

委 員 金丸公一

委 員 中筋斉子

委 員 小山栄子

(出席職員職氏名)

部 長 伊賀和彦

教育支援センター長 市橋公也

生涯学習課長 久泉昭人

副 部 長 上道貴志

教育総務課長 栗田益典

生涯学習課副課長 宮本義典

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 加藤冬子

教育総務課主事 奥田峻也

開 会 （午前8時15分）

開会宣言 教育長が10月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告

（1）公民館の今後のあり方について

以上1件を報告する。

[説 明]

（1）公民館の今後のあり方について

「公民館の今後のあり方」について平成30年6月18日に宇治市生涯学習審議会に諮問し、平成31年2月6日に答申を受け、その答申をもとに市教委として公民館の今後のあり方についての方針を検討してきた。このたび、生涯学習の更なる振興を図るため「公民館の今後のあり方について～学びの仕組みを再構築するために～（初案）」を取りまとめ、市民意見を募集することとした。

市教委が考える公民館の課題は5つある。

まず、現状の公民館では、変化する社会状況や地域住民のニーズに応えきれない面があるという点である。この点については、社会教育の範疇にこだわらず、幅広い生涯学習のニーズに応え、本市の関連施設や地域の団体と連携して生涯学習を一層推進することができるよう見直す必要があると考えている。

次に、新規利用者が気軽に施設を利用できないという点である。この点については、現在の仕組みでは新規に利用できる余裕がない状況となっているため、運営の仕組みを工夫することで、新規利用者が気軽に利用できる環境を整える必要があると考えている。

次に、公民館に関わる情報について周知が不足しているという点である。この点については、公民館がどういった目的の施設なのか、どういった役割を果たしているのか、どういったことをしているのか、市民に対して公民館に関する情報の周知が不足

していたため、幅広い年齢層に向けた情報発信をする必要があると考えている。

次に、現状の運営方法では生涯学習の場の維持が困難になる恐れがあるという点である。この点については、市内の多くの公共施設が建設から相当な年数が経過していることから、社会情勢や厳しい財政状況に合わせて限られた資源を有効活用することが市全体で求められており、また、生涯学習の場を維持し、より継続的に機能していくために財源の確保が必要となっていると考えている。

最後に、宇治公民館閉館に伴う、周辺住民の学びの場に関する地域性を考慮する必要があるという点である。この点については、宇治公民館閉館後、事業や市民の活動の場は生涯学習センターや他の公民館、その他の公共施設に移されたが、宇治公民館の閉館により学びの場を無くしたり、活動を終了した団体があることも事実であることから、学びの場に関して地域性を考慮することが必要であると考えている。

以上の5点を課題として公民館の今後のあり方を検討していく。

次に、答申で示された公民館の今後のあり方であるが、答申では、次世代を担う若者から、知識や経験を継承する立場の高齢者まで、あらゆる年代の市民を市の生涯学習推進に巻き込んでいく仕組みを構築する。そして、その中で活動が教育の範疇にとどまらず、地域活動や福祉、防災等他の分野と連携することで、各々が専門性を活かしながら、新しい取り組みが生まれるのではないかと。つまり、生涯学習に関する施設、仕組み、組織、事業等を総合化していくことで、世代を超えた地域交流の促進や市民によるまちの活性化につながるような生涯学習が推進できるものとなることと示されている。

次に、市教委が考える生涯学習のビジョンと公民館の今後のあり方についてであるが、市教委が考える生涯学習のビジョンについては、これまで本市の生涯学習推進の歴史において積み重ねてきた成果を活かすとともに、必要な生涯学習の場を確保しながら、教育の範疇にとどまらず、地域活動や福祉、防災等他の分野と連携する。そして、各々が専門性を活かしながら生涯学習に関する施設、仕組み、組織、事業等を総合化していく。また、市民がまちづくりについて考え自ら行動できるよう、多種多様な課題について学び解決できる力を支援するため、人材育成や社会還元の仕組みをより効果的に活用し、市民活動を活性化するとしている。そして、このビジョンを達成するために公民館はどうあるべきか、どうなっていくべきかとの視点のもと、公民館の今後のあり方として、答申で示された4つの役割の維持と充実を図り、既存の公民館の枠組みにとらわれることなく、幅広い視点で生涯学習の推進を促していく場となると示している。

次に、市教委の取組については、3つの取組がある。

まず、公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換する取組について、具体的には、社会教育法に定める公民館を令和2年10月末を目途に廃止し、新たな教育施設として運営方法等を見直す。見直しについては生涯学習センターの仕組みの導入など、より効果的な仕組み作りについて検討を重ねながら、新たな教育施設として運用していく中で順次進めていく。

新たな教育施設とする目的は、公民館のこれまでの実績や効果的な仕組みを活かしながら、生涯学習センターの仕組みを取り入れた新たな教育施設とすることで、より幅広い用途での利用が可能となり、これまでの活動の新しい展開や学びの社会還元を促す効果が期待される。また、運営方法等の見直しにより、現在の公民館が抱えている課題の解決を目指すとしている。期待できる効果として、まず、学びの場、活動の場が増えること。次に、多分野との連携、世代を超えた交流が期待できること。最後に、教育施設として効果的な事業展開につなげることができるということがある。

また、2つ目の取組として、市の資源、資産を次世代に引き継ぐために費用負担のあり方を検討するという取組である。

限られた資源、資産である公共施設や学びの機会を守る仕組みの一つとして、他の公共施設との整合を図る中で有料化を検討することとしており、施設利用料の徴収と有料講座等の拡大を行うことを検討する。期待できる効果としては、市の資源や資産は市民と市が共に守り、育て、次の世代に残すという意識を互いに持つことができるよう仕掛けをしていくことで、公共を育む新しい価値意識を醸成することができること。必要経費を利用者や受講者から徴収することで、限られた資源、資産を活かし、より永く学びと活動の場を維持し続けるための運営が可能となることと考えている。

また、3つ目の取組として、中宇治地域に学びの場を確保するという取組である。

市教委として、市長から発表のあった中宇治地域に新設を検討する施設に生涯学習の場を確保するよう市長部局に働きかけていく。期待できる効果として、まず、新たな生涯学習推進の拠点が増えること。次に、幅広い世代からの様々なニーズに応えることができるということ。より多くの市民が自らの生涯学習を実現でき、かつ様々な分野との連携を促すことで新しい取組が生まれる総合化が図れるといったことを考えている。

本方針は生涯学習のビジョンを実現するために必要な基礎を築くためのものである。これまで各公民館で積み重ねてきた成果を活かしながら課題を解決し、変化する社会状況や幅広い生涯学習のニーズに応え、市全体の生涯学習の推進をより効率的、効果的に進めていく。そしてその後の方向性を示して、本方針を締めくくっている。

今後については、初案についてのパブリックコメントを令和元年10月3日(木)から令和元年11月1日(金)まで実施する。その後、意見の集約等を行い、12月には最終案を教育委員会会議及び文教福祉常任委員会に報告する予定である。

[質 疑]

[委 員] 答申の課題に「社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれず」とあり、それを受ける形で事務局の取組で「社会教育に定める公民館の枠

組みにとらわれない施設にすることで」とあるが、「社会教育法に定める公民館の枠組みにとらわれない」とはどういう意味か。また、事務局は何をどのようにするつもりなのか。

[事務局] 今回掲げている取組により、教育施設ではあるものの公民館ではなくなる。そのことによって施設の利用目的というところの幅を広げることが可能となる。今の時代に合った施設のありよう、生涯学習の裾野を広げる仕掛けを実現できるような運用を考えている。

[委員] 今まで5館あった公民館は全てなくなるということか。

[事務局] 公民館は0館になる。ただ、既存の4館については教育施設として存続する。それに加え、生涯学習を推進する施設としては、今後教育施設以外でも可能であると考えており、すでにそうなっている場所もある。いずれにせよ、施設の枠にとどまらない全市的に生涯学習の裾野が広がるよう推進していきたいと考えている。

[委員] これまで宇治市において公民館の果たしてきた役割、実績をどのように評価しているのか。

[事務局] 生涯学習審議会の答申において「公民館は社会教育法に定められた社会教育施設として重要な役割を果たしてきた。公民館に集い、社会教育団体として活動を広げてきた団体や、サークル活動で培われた技能を活用し講師として活躍している市民等、公民館で培ったものを地域に還元している市民は多数いる。」と記載されており、事務局も同様の評価をしている。

[委員] そのように評価しているにも関わらず、なぜ公民館を廃止するのか。

[事務局] 事務局が考える公民館の今後のあり方を達成するためには、教育の範疇にとどまらず他分野との連携、世代を超えた交流ができる施設、多くの人が多様な目的で訪れる施設とすることで、生涯学習との接点が増えること、そこで新しいことが生まれることができる仕組みを築くことが必要である。

公民館は社会教育法に基づき設置されている施設であるため、そこで展開される活動には限りがある。逆に、公民館でできることが決して公民館でしかできないことはない。これまで公民館で積み重ねてきた成果を活かしながら、市全体の生涯学習の推進をより効率的、効果的に進めるには必要な取組だと考えている。いずれにしても事務局として生涯学習を全市的により推進していくための第一歩として、位置付けているものである。

[委員] 公民館を廃止するということは、宇治市は社会教育をやめるのか。

また、利用者にとってどのような影響があるのか。

[事務局] 社会教育は公民館でないとできないものではない。今回はあくまで公民館を廃止するが施設自体は残すため、社会教育をやめることを意味し

ているものではない。今後も必要な社会教育を適切な場で行っていききたいと考えている。

また、今回の廃止に伴い、直ちに利用者に大きな影響を及ぼすような変更等の予定はない。基本的な利用方法は当面の間、現行と同じように運用できるよう調整する予定である。

一方でより幅広い層の市民に生涯学習の場を提供する観点からホームページ等情報発信の方法等の見直しや利用時間枠の見直し、生涯学習を通じて講師を務められるようになった人材が各館で自ら講座を開くことが可能となる仕組み作りなどに、順次取組を進めていきたいと考えている。

[委 員] 事務局は生涯学習と社会教育との違いをどのように考えているのか。また、今後、社会教育をどのように取り組んでいくのか。

[事務局] 社会教育とは、社会教育法において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義されている。生涯学習は「自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習」とされており、社会教育を含む学習と、それ以外にも個人が自ら行う学習活動も含めて生涯において学習していこうという個人の視点から捉えたものを生涯学習というように考えている。

公民館に求められる役割も、「社会教育」の場から「生涯学習」の場へと、つまり市民の自律的かつ自立的な活動を支える立場へと変化してきた。

今後、本市の生涯学習を推進するにあたり、市民もその担い手となることが求められており、市民と市が協働することで、社会教育も包括した生涯学習を推進できることとなる。

[委 員] あり方の答申で示された生涯学習のビジョンや、事務局が考える生涯学習のビジョンにおいて「総合化」とあるが、それはどのようなものなのか。

[事務局] 今までの取組を並列で行う、複合化のように同じところで別々にするということではなく、 $A + B = C$ というような化学反応を起こすような連携の仕方を総合化と呼んでおり、教育の範疇にとどまらず、例えば福祉や防災等他の分野と連携することで「各々が専門性を活かしながら、新しい取組が生まれる」というようなことである。

[委 員] 化学反応を起こすというのは別のものになるということか。

[事務局] そういうことを目指すということである。

[委 員] 新たな教育施設の有料化は令和2年10月からということか。

[事務局] 財政健全化推進プランの中でも「利用料を徴収していない施設の有料

化」として検討の対象となっているので、市内の公共施設全体が対象である。その中で有料化する施設、有料化の範囲等、今後検討がなされる予定である。他部署の施設の有料化のこともあるが、少なくとも現公民館については、全庁的な考え方、方向性のもとで検討したいと考えている。

よって、公民館の廃止後直ちに有料化する考えはない。

[委 員] あり方の「中宇治地域に生涯学習の場を確保する目的」の中に「時代に合わせた新しい発想を盛り込んだ生涯学習の場」とあるが、具体的にはどういった場を想定しているのか。

[事務局] 具体的な構想は今後検討する。例えば情報交換の場となったり、学び等の目的がない人も日常的に訪れたりするような場を想定している。いろいろな人が多様な目的で訪れ、人と人、人と活動、活動と活動の接点を多く創出できるような場が理想であると考えている。そのためには魅力ある場である必要があり、市民にとって開かれた場であることも重要だと考えており、そのような場とするには時代に合った新しい発想も必要になってくると考えている。

[意 見]

[委 員] 仕組みや組織や事業を総合化できるような施設を、中宇治地区だけでなく全体のことを考えて整備していただくことを期待している。

[委 員] 施設を利用しやすくする工夫をするとのことだが、利用するにあたって既存の施設との違いが出ないようなフォローができるような対応をしてほしい。

閉会宣言 教育長が10月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 （午前8時50分）